

議案第 25 号

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求める。

平成 24 年 11 月 26 日 提出

橋本市長 木下 善之

記

1 権利放棄の内容

橋本市土地開発公社に代位して弁済した 1,340,000,000 円のうち、代物弁済として取得する土地の時価評価額 675,676,954 円を控除した金額の求償権を放棄する。

2 権利放棄する金額

664,323,046 円

3 相手方

所在地	橋本市東家一丁目 1 番 1 号 橋本市役所内
名称	橋本市土地開発公社
代表者名	理事長 吉田 長司

4 放棄の理由

橋本市土地開発公社の解散にあたり、回収不可能な債権を放棄するものである。